

労働基準広報 2015 No.1844

2/11

CONTENTS

特別企画 2015年 労働災害の企業内補償の水準——— 6

障害1級～3級は3000万円台中心 最低額に3400万円以上の設定も

鉄鋼/造船・重機/非鉄/機械・金属/自動車/電機/紙・パルプ/運輸

業務上災害及び通勤災害について、法定補償に一定の上積みをする制度、いわゆる「企業内補償制度」について、各単産が集計した業務上災害の補償内容などを掲載する。最新データによると、労働者が死亡した場合（遺族補償）や障害等級1級～3級（「退職」区分）の補償額は、3000万円台が中心で、最低額として3400万円以上を設定するケースも少なくない。

（編集部まとめ）

●労働判例解説/広島中央保健生協事件 — 22

妊娠中の軽易業務転換で降格し復職後も継続
妊娠等での軽易業務転換に
伴う降格は原則無効と判示

（平成26年10月23日・最高裁第一小法廷判決）

本件は、妊娠中の軽易業務転換に際し副主任を免ぜられ、復職後も副主任に任じられなかった理学療法士Xが、均等法9条3項（妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止）に違反するとして、副主任手当の支払いなどを求めた事件の上告審。判決は、①Xの自由な意思に基づいて降格を承諾したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するということとはできない、②原審摘示の事情のみでは、法の趣旨及び目的に反しないと認められる特段の事情の存在を認めることはできないとして、二審判決を破棄し、審理を高裁に差戻した。

（弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕）

●労働局ジャーナル — 34

人材不足感の強い介護分野を対象とした
人材確保・定着率UPのためのセミナーを開催
〔滋賀労働局〕

労働相談室

回答者

- | | |
|---|------------|
| 雇用保険法〔留学のため6ヵ月間休職するパート〕雇用保険の扱いどうなる — 48 | 特定社労士・大槻智之 |
| 障害者〔多種類の業務をこなす障害者の最賃減額特例〕申請の際の注意点は — 50 | 弁護士・加藤彩 |
| 募集・採用〔正従業員で雇用の障害者の試用期間〕能力不足理由に延長できるか — 52 | 弁護士・荻谷聡史 |

●NEWS — 1

（厚労省・業務改善助成金に新メニューを追加）時給60円以上の引上げで最高150万円助成/（27年度・厚生労働省予算案）働き方改革を実現するための諸施策に66億円計上/（26年・賃金引上げ等実態調査結果）賃金を引き上げる企業割合が8割を超える/（厚労省の検討会が報告書）過重労働防止対策も評価項目とし優良企業を認定/ほか

●知っておくべき職場のルール — 36

<第44回>「競業禁止義務」
退職後の競業を禁止するためには
労働契約上の特別の合意が必要に

（編集部）

- 連載 労働スクランブル®（労働評論家・飯田康夫）— 40 ●労務資料 平成26年就労条件総合調査結果③～定年制等、賃金制度～ — 42 ●わたしの監督雑感 富山・砺波労働基準監督署長 松林郁夫 — 54 ●労務相談室 だより — 56

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内